

Ⅳ テーマ別 スクールソーシャルワーカーの活用

1. 家庭環境

〈 困難な家庭で育つ子ども 〉

落ち着いて学校生活が送れない子どもたちの家庭内には、様々な困難がある場合があります。親が病気である、障害のあるきょうだいがいる、両親の間にDVがある、別居や離婚を経験したなど。こうした困難は、子どもの生活や行動に影響を及ぼします。(『P.28:コラム⑨教師の目からⅡ』)

事例CやGのように親たちに代わって家族の世話を引き受けている子どもは、学習や遊びといった子ども本来の生活を送る権利が奪われています。(『P.16:コラム④ヤングケアラー』)

事例AやBのように通常の方法での連絡が家庭に伝わりにくい、非協力的だと感じられた場合、家庭環境に何かあると気づかれます。

学校・・・ 家庭に何か困難があるかもしれないと気づいたら

学校としてどこまで家庭の問題に入っていけるか、迷うこともあると思いますが、様子見をしていると本格的な不登校になったり、問題行動が深刻化したりしかねません。SSWerがかかわることで、福祉の視点で状況を把握することが可能になります。

困難を引き起こす問題は1つとは限りません。家庭は家族の病気と借金、介護とDVなど複数の出来事を同時に抱えることがあります。そうしたとき、子どもと保護者だけでなく、きょうだい、祖父母など家族全体を見て、場合によっては生活環境にも視野を広げて問題を解きほぐしていくことが必要になってきます。

コラム③ ドメスティックバイオレンス(DV)

夫婦、恋人同士など親しい間柄の間で起こる暴力のこと。直接の暴力行為だけでなく、物に当たる、相手を貶める暴言を吐く、行動の監視と制限、生活費を渡さないといった言動も含まれます。背景には相手への支配とコントロールがあります。いったんそうした関係に陥ると、DVを受けている側は自尊心を奪われ、自分が悪いからだと思ひこみ、相手を怒らせないように気遣って生活しがちです。

子どもの前での暴力や暴言は面前DVと呼ばれて、児童虐待の一つ(心理的虐待)です。子どもの脳にも重大な影響を及ぼすと言われていています。

家庭内でDVを目撃して育つ子どもは、そうした人間関係を学習してしまうことがあります。

学校・・・校内体制作り～会議にSSWerを加える

子どもの様々な課題に対応するためには、その行動の背景にある生活や家庭環境の事情を総合的に把握することが必要です。

校内ケース会議を開き、子どもの生活歴や現在の家庭状況について情報を集約し、どのような支援が必要か話し合います。その際スクールカウンセラー（以下「SC」と記します）や養護教諭に加え、SSWerが入ることにより、対応策や連携先を、子どもをとりまく環境全体に視野を広げたものにすることができます。

SSWer・・・家庭を支援するさまざまな機関につながるように

様々な機関が家庭環境の問題を扱っています。家族支援を行う専門機関（児童相談所、市町村児童福祉担当課）をはじめとして、療養や介護に関する問題、障害福祉に関する問題、経済的な問題、借金や離婚など法的な問題など、それぞれ専門に扱う機関があり支援担当者があります。（☞P.9:表2 子どもや保護者が関係する機関）

SSWerは、保護者との信頼関係を作り、家庭で困っていることを一緒に考え、相談や支援をしてくれる人や場所があることを案内します。保護者や子ども本人の了解があれば、SSWerはそれらの機関に情報提供をし、必要があれば窓口にも一緒に行くこともあります。

支援が必要な家庭であれば、要保護児童対策地域協議会（☞P.7:コラム②）を通じて、学校と関係機関がつながり合うこともできます。

SSWerの持つ外部機関との媒介機能も活用して、学校が子どもの最善の利益を守るプラットフォーム※になってほしいものです。

※拠点。P16「学校はプラットフォーム」を参照してください。

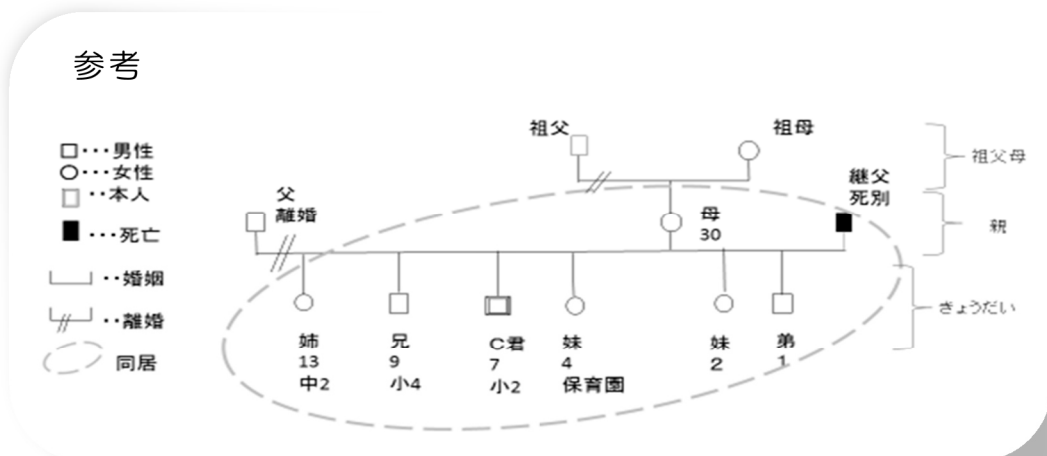


図6 ジェノグラム（家族関係図）

ジェノグラムは、家族の歴史、世代、家族の現在を図によって視覚化したものです。事例Cの家族をジェノグラムで表しました。数字は年齢です。

2. 貧困問題

〈 生活困窮は失意を生み、将来が見えなくなる 〉

学校では事例AやCのように、学習用具がそろわず宿題をやってこないといった学習面の課題や、清潔が保たれず食事も不規則であるといった生活面の心配を通して、子どもの貧困に気づくことができます。

子どもは家庭の困窮を知り、多くをあきらめます。修学旅行や校外学習への参加、部活動用品の購入、同級生が持っているスマートフォンやゲーム機の所持・・・失意を抱えて育ちます。困難は、高学年になるほど増していきます。家計を助けるアルバイトに忙しく学校に足が向かなくなる場合や、事例Hのように非行に至る場合もあります。

また、日常生活で達成感を得られないことが自己評価の低下にもつながり、将来に対しても夢を持ちにくくなります。

生活困窮の中にある子どもや家庭は孤立しがちです。同情されたくないし、助けてもらえんと思っと思っています。子どもが起こす問題行動が、SOSのわずかなサインである場合もあります。

〈 学校はプラットフォーム 〉

貧困は子どもから、遊んだり学んだりする権利を奪い、あたりまえの生活、健康、発達に影を落とします。そして連鎖する貧困は、大人になってからの生活に不利を抱えさせ、子から子へと次世代の貧困につながっていきます。

学校は、「子供の貧困対策大綱」において、「子供の貧困対策のプラットフォーム」と定められました。貧困状態にある子どもやその家庭への支援拠点として機能することが期待されています。

文献

内閣府、文部科学省、厚生労働省「子供の貧困対策に関する大綱」

2019年11月

コラム④ ヤングケアラー

本来なら大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている子どものことです。

障害、病気、精神疾患のある家族の介護や、年下のきょうだいの世話などをしている子どもは、学校を休みがちになったり、子どもならではの遊びや生活を楽しむことができなったり、ネグレクトや心理的虐待に至る場合があります。

子どもは、自分自身がヤングケアラーであると認識していることは少ないので周りの大人たちの気づきと支援が必要です。

学校と SSWer …… 将来をあきらめさせない

SSWer は、学校が貧困問題に気づく契機をもたらします。教員とは別の角度（福祉の視点）から個々の子どもを見ることで、貧困に気づきやすくなります。

遅刻や宿題忘れ、学習への無気力といった問題の裏には、帰宅すると家事や小さい子の世話で忙しい、勉強を見てくれる大人がいないといった事情が隠れているかもしれません。

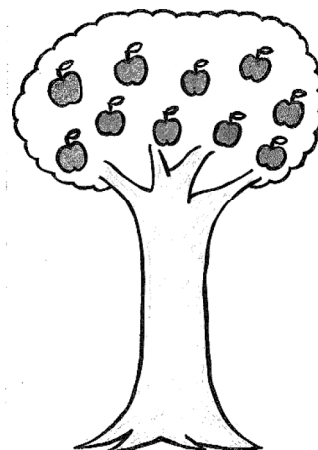
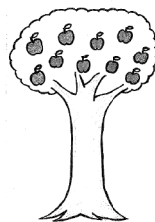
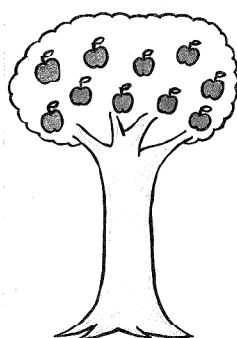
子どもからは、将来をあきらめているような心情が吐露される場合もあります。そのような心情をただ否定したり励ましたりするのではなく、学校での補習など、状況に見合った学習の機会を提供したいものです。

SSWer …… 社会資源とつなぎ、家族全体を支援

SSWer を媒介として、困窮家庭の子どもを「学習支援」や「子ども食堂」など地域の社会資源につなぐこともできます。そのような支援の中で、子どもは心身の欠乏が満たされ、さまざまな大人と接する機会を得ます。子どもの健全な社会性が育まれることで、保護者にも余裕が生まれ、虐待の予防にもつながります。

さらに、生活基盤が弱い家庭を、SSWer が行政等の担当部署（生活困窮者支援、子育て支援、債務相談など）につなぐことができれば、保護者にも就労支援や手当の受給、サービスの利用といった手だてが選択肢に入ってきます。SSWer は、子どもだけでなく保護者と一緒に家族全体の生活改善を図ります。

貧困問題の重篤化や次世代への連鎖を防ぐための様々な手だてが県内では増えつつありますが、まだ十分ではありません。SSWer は鋭意それらの情報を集めるとともに、地域社会の一員として必要な社会資源を創り出すことにも参加します。



3. 児童虐待

〈 学校は虐待に気づくことができる 〉

家庭内の虐待について、学校では発見の機会があります。あざ傷、衛生状態、行動観察などによって身体的虐待やネグレクト（放置）、心理的あるいは性的虐待*を疑うこともあります。

学校・・・子どもからの聞き取りと、その後の対応

★性的虐待が疑われた場合は、学校として積極的な情報の収集や確認を行うより前に、早急に児童相談所に通告し、対応の留意点等を確認しましょう。右ページ下に挙げた文献「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」の25ページを参照ください。

子どもは、家庭内のことを正直に話してくれるとは限りません。虐待者を恐れ自分が悪いのだからと信じ込まされて黙っている場合も少なくありません。子どもと信頼関係を作り、この大人なら打ち明けても大丈夫だと思ってもらえる存在になることが大切です。

子どもに聞き取りを行う際、あらかじめSCやSSWerに話して専門的な見地からの意見を聞いておくと、参考になる場合があります。

また、教職員や相談員に対して、子どもは「だれにも言わないで」と言って話してくれることがあります。その気持ちを受け止めつつも、秘密にする約束はせず、「大切なことがらであり、君と家族を援けるためにだれかに相談するかもしれない」と正直に伝えて理解を求めます。

子どもの話や様子で虐待が疑われたときには組織で方針を立て、早急に市町村の虐待対応担当課か児童相談所に情報を届けます。

通告を行ったことは秘匿されます。通告元だけでなく、だれがどのような経路で情報を得たか、関係者全員が秘匿しなければなりません。学校は、たとえその子どもの保護者から問われても、子どもから聞いたことなどを保護者に漏らしてはならないのが原則です。

一番大切なのは子どもを守ることです。

学校とSSWer・・・児童相談所等への相談は支援のスタート

虐待が起きてしまう家庭には、支援が必要です。学校から専門機関に情報を伝えて相談することは、家庭に支援を届ける端緒です。それを機に児童相談所や市町村の虐待対応担当課は、関係者から情報を集めて子どもの状況を確認し、保護者に面談する初期対応を行います。その後は必要に応じて関係機関がチームを組んで支援を行います。

学校は、要保護児童対策地域協議会（P.7:コラム②）の一員として関係機関と情報を共有し、登校状況や日々の様子を見ていきます。SSWerは子どもと保護者の状況をアセスメントし、学校が保護者と面談を行う際に同席するなどして、支援のサポートを行います。

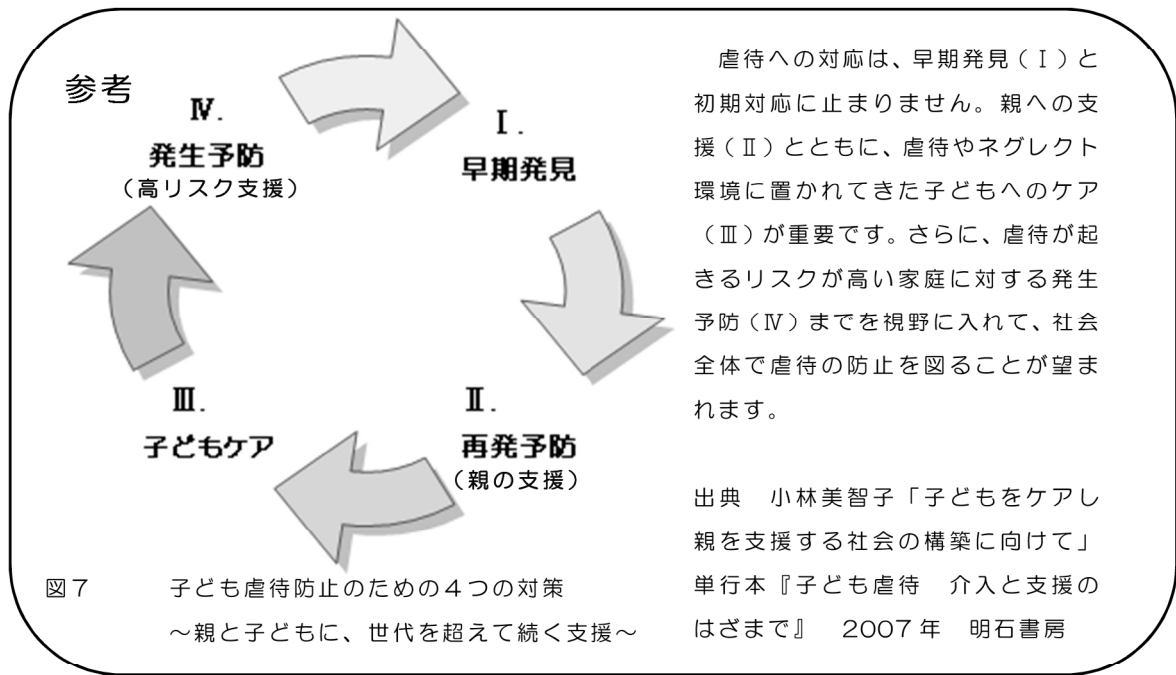


図7 子ども虐待防止のための4つの対策
～親と子どもに、世代を超えて続く支援～

SSWer …… 学校と連携して子どもと家庭を支える

事例Cや事例Eのような虐待がある場合、SSWerは福祉の視点で見立てをして家庭支援を考え、社会資源を活用して養育の支援や生活困窮への対応をしていきます（P.14:「家庭環境」、P.16:「貧困」参照）。

学校も、他の機関とともに虐待の再発予防と子どものケアを担います。教育相談部会などの校内支援体制にSSWerを加えることで、子どもの変化に気づきやすくなり、ケアの幅が広がるかもしれません。

学校が医療や福祉など、外部の関係機関とチームになって動く際、SSWerは学校と機関との橋渡しをします。学校の役割と実情をふまえ、どの部分を担ったらよいかを明確にするお手伝いをします。

また、SSWerは子どもの権利を守る役割を持ちます。子どもから、何に困っているか、本当はどうしたいかを聞きとり、周囲の大人に分かってもらうようにアドボカイト※をすることがあります。

※アドボカイト（アドボカシー） 自分で権利を主張できるように支援し、代弁すること。
ソーシャルワークの重要な機能のひとつです。

大事に至る前に虐待をくい止めるためには、校内研修の実施も有効です。子どもの発するSOSに教職員が気づけるように、あるいは子ども自身が困っていると声をあげられるようになるために、SSWerを研修にも活用してください。

文献

文部科学省「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」 2019年5月

4. 暴力行為・非行・問題行動

〈 外に向かう行動と自分を傷つける行為 〉

暴力行為にもさまざまなものがあります。

事例Aのように発達面の課題がありそうな場合と、事例Hのような非行化の階段を登り詰めて暴力に至る場合とはかなり違います。また同じ非行とくられる行為でも、事例Eのように家庭のお金の持ち出しや校内で友達の物を盗む行為と、万引や自転車盗といった遊び型非行とは意味が少し異なります。

事例Dのような家出やリストカット。あるいは大麻や覚せい剤などの薬物乱用といった内向きの問題行動は、自分を傷つけて福祉被害に遭う、依存症に陥りお金をむしり取られる、といったリスクにつながる深刻さを持ちます。

こうした暴力行為や非行は、社会のルールを犯すもので、学校だけで対応することには限界があります。

〈 悪いと分かっているけどやってしまう 〉

暴力にせよ家出や薬物乱用にせよ、子どもは悪い事であることは承知しています。それでも自分から止めることができず、そうした行為に及ぶのではないのでしょうか。家庭や生活環境に困難を抱えて、「自分は大切な存在である」と確信できない子どもは、周りの人のことも大切にできないし、社会のルールを破ることに痛みがありません。

また、発達特性をもつために学校のさまざまなルールに従うことが困難で、本人なりにがんばっているのに周囲からは認めてもらえず、問題行動ととられるような行為に至ってしまう子どももいます。

コラム⑤ 教師の目から I

ある日突然、Pの保護者が顔にあざを作って学校を訪れました。原因を探るために教員が行った面談がPを傷つけてしまい、Pとは距離ができてしまいました。他にもPは同級生に対しての、あるいは家庭内での暴力行為を続け、対応に困っていました。

この状況の解決の糸口を作ってくれたのがSSWerです。ケース会議に同席してもらってからは、一緒に家庭訪問をしたり、定期的に家庭の状況を報告してもらったりしながら、共に本人の周りや、家庭環境の改善を目指しました。

1か月後のケース会議では家庭の経済状況の悪化が話題になり、支援方法を検討しました。SSWerは、Pの家庭が経済的支援を受けるために保護者と行政機関をつなぎ、教員は引き続きPの学校の様子を観察し、信頼関係の構築に努めました。

その後、Pの家庭環境が落ち着いていくとともに、Pの態度も落ち着き、暴力行為も徐々になくなっていきました。

学校・・・子どものSOS～子どもが抱えている困難に気付く

子どもの暴力や非行、問題行動の背景に、もしかしたら子どもの生きづらさや環境要因があるかもしれないと気づくことがまず大切です。問題行動に対応する校内体制にSSWerを入れることにより、福祉の視点で子どもを見ることが容易になります。

SSWer・・・保護者と学校との橋渡しをする

背景に家庭環境の問題があるようなとき、保護者との接触が困難な場合が多いでしょう。逆に保護者から学校への要望が向けられることもあります。子どもの立ち直りのために学校と家庭が協力して対応したいのに、うまくいかない。そうしたときに、SSWerが両者の間に立って橋渡しをします。子どもや保護者が困っていること、伝えたいことを聞き取り、学校にその内容を伝え、共に支援策を考えます。そしてSSWerを含めた学校の関係者が子どもや保護者に支援策を届けます。

SSWer・・・校外の機関と連携して対応する

暴力や非行が起きたとき、外部機関との関わりについて、現場では迷うことがあるでしょう。

児童虐待や、貧困・社会的孤立が問題行動の背景にある場合、学校だけで問題を解決することは困難です。児童相談所、警察、福祉事務所、保健所といった関係機関と連携して、家庭環境の調整を行うため、学校が諸機関と連携するつなぎ目の役割となるのがSSWerです。

とりわけ自傷行為や事例Eのような窃盗は、保護者や子ども本人が支援を求めているなくても、外部の専門機関が家庭に介入する機会となります。問題行動が子どものSOSである可能性を念頭に、学校が子どもの人権を守るプラットフォームになっていきたいものです。



文献

埼玉県教育委員会「I's 2019 ～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～」

2019年3月

5. 不登校

〈 背景にはさまざまな要因がある 〉

不登校は、どの児童生徒にも起こりうることです。心身の変調、教室内のできごと、行事や学習の負担、家庭環境や経済的事情など、さまざまな要因や背景があります。

事例BのようにDV目撃など家庭での経験が子どもの心に影を落としている場合や、事例C、Gのようなヤングケアラーの状況は、注意して見ないと本人や保護者の努力不足に帰してしまいがちです。

学校は、その要因を見極めて、それぞれに相応しい支援をすることが必要です。

学校とSSWer ……不登校になりかかっているときの対応

本格的な不登校になる手前での早期対応が大切ですが、学校側の支援を受けても心配な状況が続くときは、支援の仕方を変えることが必要でしょう。背景に何かありそうだと感じたら話し合ってみます。

校内会議で子どもの日常の背景にある生活要因を見るにあたり、SCやSSWerを加えることで、不登校の背景要因を幅広く見ることが出来ます。そうして得たアセスメントに基づいて、どのように支援していくかの方策を関係者で立てていきます。

その輪の中に子ども自身や保護者を加えることができれば、なお良いでしょう。

できないことや欠点ばかりに目が向きがちですが、自分の気持ちを表現することができるか、学習の遅れはあっても創作活動は得意であるなど、子どもの持つストレンクス※に着目します。

※ストレンクス～強み。成長への可能性。ソーシャルワーカーは、その人の持つストレンクスに焦点を当てて支援していきます。

学校とSSWer ……これからのことを、子どもと一緒に考える

子どもの心情を聞き取るとともに保護者の話も聞き、子どもが何に困っているか、どうしたいか一緒に考えます。すぐ教室に戻ることを子どもが望まないのであれば、しばらく休むこと、別室や相談室への登校、教育支援センター（適応指導教室）をはじめとする多様な学習機会があることを示します。

SSWerは教員と一緒に家庭訪問を行い、子どもの心情や家庭の状況を把握します。

SSWer …… 学校と家庭との橋渡し

不登校になると、保護者が学校に対して複雑な心情を持ち、教員とのコミュニケーションが円滑に進まなくなることもめずらしくありません。そうした際に、SSWerは学校と家庭との間に入って橋渡しをします。仲介者としてSSWerが間に立つことで、信頼関係を作りなおすことができる場合があります。

SSWer …… 「子どもの居場所」など校外の社会資源へのつなぎ

SSWerは、教育支援センター等をはじめとして、校外の学習機会、居場所について情報を持っています。子どもや保護者が望めばそれらの説明をし、子どもと保護者が当面の方針を考える際に参考にしてもらいます。

ヤングケアラーなど、登校したい気持ちはあるものの家庭事情によって登校できない場合、弟妹の保育園や学童保育利用などによって子どもの負担が軽くなります。SSWerは保護者に働きかけてその利用等を促します。また事例Cのように貧困や家庭事情により不登校が起きている場合には、家庭を支援するさまざまな機関につながるよう家庭環境への働きかけを行います。(☞P.15:「家庭環境」参照)

コラム⑥ 教育機会確保法と不登校児童生徒への支援の在り方

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律(教育機会確保法)が平成28年に公布されました。この法は「児童生徒が安心して教育を受けられるよう学校における環境の整備」や「個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援」を基本理念とします。これを受けて文部科学省は29年3月に基本指針を決定、同時に学習指導要領が改訂されて「不登校児童(生徒)への配慮」が新たに記載されました。

また、令和元年10月に「不登校児童生徒への支援の在り方について」(☞下記参考)が出されました。本通知は「教育機会確保法」や「基本指針」に即し、過去の不登校対策に関する通知について改めて整理をし、まとめたものです。

適切な教育機会を得られるように、個々の状況に応じた支援で児童生徒の社会的自立を目指し、休養の必要性を踏まえるとともに、教育支援センター(適応指導教室等)への通所をはじめ、民間施設の利用、自宅におけるICT学習等も教育機会の多様性に含まれることになりました。

参考

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」2016年12月
文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」2019年10月

6. 外国につながるのある場合

〈 外国につながる子どもたちの姿 〉

外国につながりがある児童生徒が増えています。出身地や使用する言語、文化、日本で学ぶに至る経緯は多様です。その中には母国で十分な学習機会を得られなかった子どももいます。

外国にルーツをもっている子どもたちの多くは卒業後も日本にとどまりますが、社会の中で居場所を得て定着するには困難があります。学校にいる間に基礎学力と社会性を獲得し、進路指導を適切に行うことが求められます。

学校は家庭とのコミュニケーションに苦労します。連絡が届きにくい、文化の違いから学校行事等に理解が得られない、子どものことで保護者に協力を求めても応えてもらえないなど。一方で、保護者は子どものことで不安や要望があっても学校にうまく伝えられない場合があります。また、事例Hのように小学校で把握していた家庭状況が中学校に引き継がれず、いじめや問題行動が起き深刻化するといったこともあるかもしれません。

子どもに寄り添って、家庭支援への方策を立てる必要があります。

学校・・・校内体制を整え、外からの力も借りる

学校はまず、子どもの背景と現状を把握します。子どもの教育歴、生活環境、家庭環境を踏まえてどのような手だてが必要かを見きわめ、個々の子どもに即した対応を行います。

学校の中だけでは支援の担い手や手だてが不足する場合は、教育委員会から人的資源や情報の提供を得ることも検討します。SSWerを通じて地域にある大学や支援団体などと連携できると、子どもの学校生活は豊かになるでしょう。

SSWer・・・家庭に出かけていき、必要な支援を届ける

SSWerを活用することにより、家庭訪問等により生活歴や家庭環境に関する情報を多角的に把握できます。修学に関する課題だけでなく、生活困窮や就労など家庭全体の困難が見えることがあります。

外国にルーツをもつ家庭は孤立しやすく、SOSを出しにくいと言われるかもしれません。悩みがあっても相談先が分からず放置されがちです。SSWerはそうした家庭に対し、福祉の専門を生かして公的な相談支援先に関する情報を案内することができます。窓口に同行し、サービス利用の手続きを取るところまで支援します。また、外国にルーツ

をもつ子どもたち同士が集まる居場所や支援団体など、地域の情報を提供することができるかもしれません。

〈 不就学への支援 〉

子どもは教育を受ける権利を持ちます。外国籍の子どもの保護者には日本の学校への就学義務はありませんが、保護者が希望すれば学校はその子どもを入学させ、その子にふさわしい初等教育を無償で受けさせなければなりません。

学齢に達しながら不就学の子どもに対しては、学校で年齢相応の教育を受ける機会が与えられるように、行政、教育委員会、保護者に働きかけていくことが望まれます。その働きに SSWer も加わることで、「子どもの最善の利益」を図るお手伝いができると思います。

コラム⑦ 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989年に国連で採択された国際条約。日本は1994年に批准しました。この条約は、どんな子どもも差別されず、子どもの最善の利益を考慮して以下のような権利が確保されることを、締約国に求めます。

1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
障がいのある子どもや少数民族の子どもはとくに守られることなど。

4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

（日本ユニセフ協会抄訳）

文献

文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引」

2019年3月

7. 発達障害

〈 支援を必要とする子どもへの教育 〉

学校には、学習面や行動面において困難がある子どもたちが、どの学級にもいます。障害者の権利条約を受けて国内法が整備され、学校は障害による困難があると判断される子どもに対しては、在籍するすべての学校において適切な指導と必要な支援を行うことになりました。障害者差別解消法は、学校に対して、障害のある子どもたちへの合理的配慮（[ページ下:コラム⑧参照](#)）を求めています。

学校・・・本人、保護者を含めた学校のチーム体制づくり

障害や特性の影響を受けて引き起こされる問題行動や学力不振に対して、学校はそれと気づかないまま、本人の努力不足や家庭の問題に帰して本人を責めてしまうことがあります。子どもは自己評価が低くなり、二次障害が生じることもあります。

当事者は子どもです。可能なら子ども本人、保護者、教員それぞれの実情や思いを語り聞き合う機会がほしいところです。発達検査や医療受診が提案されやすいですし、それが必要な場合もありますが、学校はまず、子どもが何に困っているかを把握し、子どもの学習環境を整えるための方策を検討します。学校での協議にSSWerが加わると、子どもの生活歴や養育環境に着目した対応や、社会資源に関する意見を提供します。

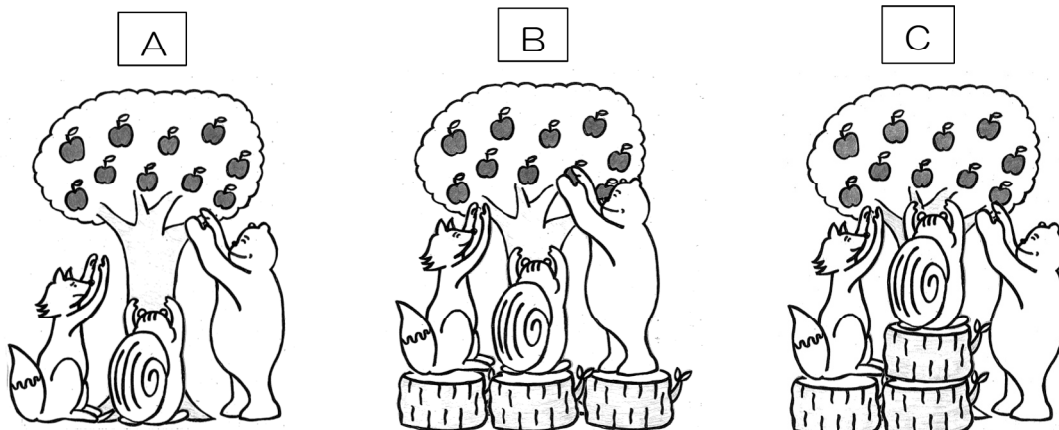
コラム⑧ 合理的配慮

三匹の動物が木になっているリンゴを食べようとしています。

Aは配慮がなされていない状態です。

Bはそれぞれに切り株が行き渡り、『平等』ではありますが、まだリンゴを食べられない動物がいます。

Cは合理的配慮がなされ、誰もがリンゴを食べられる『公正』な状態です。



SSWer …… 保護者と学校の橋渡しをする

障害についての捉え方は保護者によってさまざまです。学校での様子と家庭での姿は違うので、保護者と学校が互いに異なる対応を行ってしまい、子どもへの適切な支援につながらないことも起きます。そのようなとき、SSWerは保護者と学校との橋渡しをして、お互いの困っていることや願いを正確に伝えあえるようにします。

SSWer …… 支援を受けられるような道筋づくり

SSWerは、本人が医療にかかること、発達検査を受けること、地域の保健師や精神保健福祉士に相談すること、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳取得の手続など社会的支援の案内を行います。

これらの場合、保護者と本人に丁寧に説明して話し合い、本人が納得して先に進むことが何よりも大切です。

学校とSSWer …… 一人一人の特性と環境を細やかに見る

発達検査や医療受診により一つの診断名を得ると、私たちはそれだけで分かった気になりがちです。しかし同じ診断名がついたとしても特性は一人一人違います。その子どもの持つストレングス (P.22※) に気づき、支援の手掛かりとしたいものです。

また、発達障害があったとしても、事例Aのように子どもの行動は家族や生活環境からの影響を受けています。子どもの思いや願いを大切に聞き取って一緒に考えることが必要です。

事例Fのように、子どもを支える家庭の力が十分でないとき、学校はSSWerなどの支援者とチームを組み、本人が社会で自立していく際に支える機関を在学中から紹介し、つながるように調整します。

SSWerは、子どもの権利を認め、障害のある子どもが人生の主人公となって生きて行くことを目指します。



文献

文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」

2017年3月

8. その他の問題

〈 いじめ 〉

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりますが、「いじめられても仕方がない子ども」は存在しません。

学校は様々な情報を元にいじめを認知しますが、いじめを受けている子どもが自ら被害を訴えるのは、とても勇気がいることです。発覚が遅れた場合、放置され深刻化したいじめによって、子どもは生きづらさを抱え、自殺念慮をもったり、学校生活から離れていったりするかもしれません。支援が必要です。

何よりも被害に遭った子どもを守ることが優先されます。チームを組んで対応の体制を作り、正確な事実確認により経緯と全体像を把握し、いじめ防止対策推進法に則った対応を行います（P.21:文献「Is 2019」参照）。

自ら被害を訴えることが苦手な子どもも、外部の専門職が入ることで話をする勇気を得るかもしれません。自尊感情を損ねた子どもは、周囲から守ってもらい、自分を大切な存在だと思い直すことで、回復する端緒を得ます。

SSWerは、人権と社会正義という価値を基盤とし、個別性を大切にしています。いじめを受けた子どもだけでなく、その周囲の思いも大切にくみ取り、教職員と一緒に子どもたちの人権が守られるような学校を作ることに参画します。

コラム⑨ 教師の目からⅡ

2学期が始まってすぐ、RがQを無視し始めました。もともと仲が良かった二人なので、当初はすぐに仲直りするだろうと思いましたが、物をかくされたり、暴力行為を受けたりなど、Qの被害は大きくなっていきました。

管理職への報告後に開いたケース会議で、SCやSSWerは、夏休みの宿題の内容や最近の落ち着きのなさから、家庭環境が原因では、と見立てました。それを生かし、校内で教師がRと、校外でSSWerが保護者と、定期的に面談を続けました。

すると、夏休み前に父親が病気を理由に退職したことや、母親がパートを増やしているため、Rが就寝する時間でも不在の時間帯が多いことなどが分かってきました。この家庭環境の変化にRは耐えられなかったのかもしれません。

その後SSWerには、父親と医療機関をつないだり、生活保護の申請や子ども食堂の紹介をしてもらったりするなど、家庭環境の改善を支援してもらいました。生活保護の申請が通り、母親が仕事を減らせるようになると、Rの様子も少しずつ落ち着いていき、1年後に父親の再就職が決まったところには、Qとの仲も元通りになりました。

〈 リストカットなど心身の健康問題 〉

自傷行為や自殺念慮がある子どもへの対応は、校内では養護教諭、SCが中心となりますが、外部の専門機関（医療機関、保健所、カウンセリング機関など）とつながりを作って支援しようとする場合、SSWerがその橋渡しをします。

子ども本人や保護者にとって、受診や相談の場に赴くことに抵抗がある場合もあるようです。SSWerは、教職員と情報共有して危険度の見立てを行い、緊急的な介入を視野に入れながらも、本人や保護者の気持ちを大事にして動きます。

社会資源とのマッチングを重視し、つながりやすくニーズに合った支援機関を探します。本人と保護者の了解が得られれば、受診等に先立ってSSWerが受診先に連絡を取り、学校での様子や現在の課題を伝えて、受入れ態勢を作ってもらうように依頼します。

既に医療機関等の関わりがある場合には、本人と保護者に了解を得た上で、学校と当該機関の担当者との間で情報交換を行い、支援に活かせるよう仲立ちをします。

要支援児童として、市町村の要保護児童対策地域協議会で進行管理を行い、随時関係者が参集して個別ケース検討会議を行う場合もあります。そうした際、SSWerはコーディネーターとなることもあります。

事例Bや事例Dに見るように、子どもたちの心身の不調の背景には、生育歴の中で父母との別離やDVの目撃、被虐待体験があることが多いです（事例Dは祖父からの性的虐待も疑われます）。

こうした辛い経験から立ち直るには長い年月を要しますが、子どもたちに学校という所属があるうちなら、学校では養護教諭等を中心にSC、SSWerが加わって、学校をプラットフォームとした支援の輪を作ることができます。子どもたちに寄り添ってその力を引き出す視点を周囲の大人がもつことにより、子どもはエンパワメント※され、自分自身を大切に生きていくことにつながるのではないのでしょうか。

※エンパワメント

人が本来持っている力を取り戻し、自分を尊重し主体的に生きることができるようになる過程のこと

